

発行:市川市
編集:企画部広報担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
☎047-334-1111
☎047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

12月20日
2008年(平成20年)
毎月第1~第4土曜日発行
No.1311

今週号の紙面から

●特集
みんなで3スリー・アール
取り組むR



4・5面

●平成21年度1%支援制度
団体応募説明会を開催
…… 2面<社会・税金>

●年末年始の市の業務と
資源物・ごみの出し方、
救急診療の案内
…… 3面<暮らし>

●市民が選ぶ平成20年度
健康都市市民賞
…… 6面<健康・表彰>

●少年自然の家
団体宿泊利用受け付け
…… 7面<子育て・教育>

●こども館「高校生と
乳幼児のふれあい交流」
…… 7面<子育て・教育>

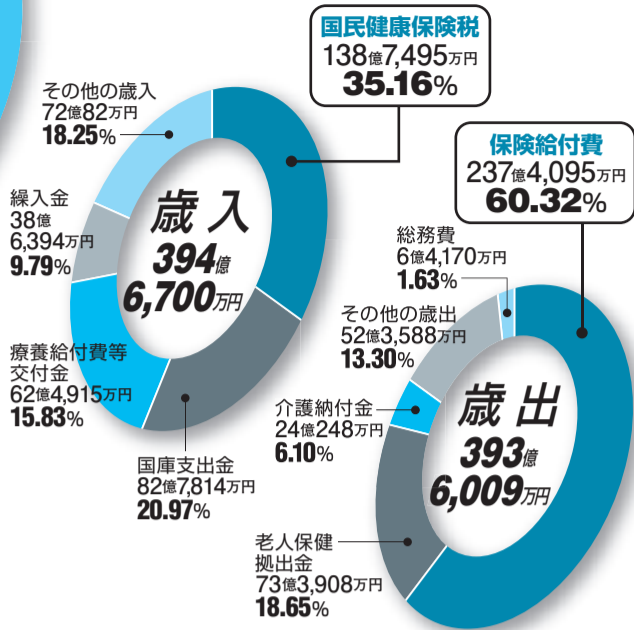
●新春議場コンサート
…… 8面<文化・音楽>

●図録「水木洋子の『浮雲』
(おかあさん)」販売中
…… 8面<文学・教養>



広報いちかわ
案内役
こういちくん®

平成19年度 歳入・歳出の主な割合



決算の概要

平成19年度国民健康保険特別会計の支出総額は393億6009万円でした。そのうち、医療費が237億4095万円で、支出全体の約6割を占めています。その財源となる収入は、加入者が納めた国民健康保険税と国庫などの支出金、交付金などですが、不足する収入額を補うために市の一般会計から38億6394万円(約10%)を繰り入れ、収支の均衡を保っています。収入と支出の差し引き残額は1億690万円で、一般会計からの繰

厳しい収支状況

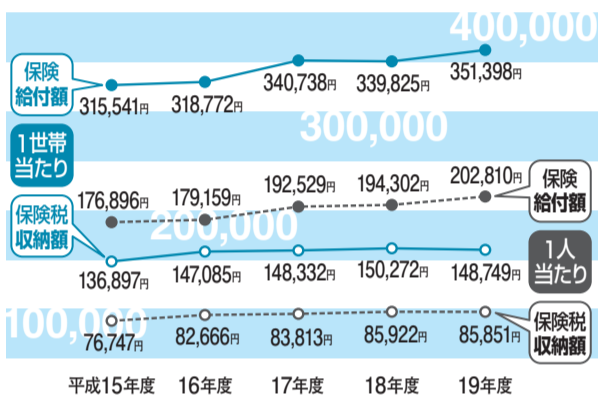
国民健康保険の加入者は、病気などで医療機関を受診した際には、

入金がなければ赤字という状況です。市は、加入者の保険税負担を抑えるために、毎年、一般会計から多額の繰り入れをしており、その額は年々増えて(16年度は30億円、17年度は36億5千万円、18年度は38億円)います。一般会計の予算は、本来は市民全体のさまざまな施策のために使われるものですので、繰入金

平成19年度 決算 国民健康保険

わが国では、国民皆保険制度により、すべての人が公的な医療保険に加入しなければなりません。従って、会社などの健康保険に加入していない場合は、国民健康保険に加入します。国民健康保険は、加入者が負担し合う保険税と、国などからの負担金や法令で定められた市の繰入金で運営。誰もが、いつでも安心して医療を受けられるようにするには、皆さんの理解と協力が必要です。このほど、平成19年度の国民健康保険特別会計の決算状況がまとまりましたので、お知らせします。(国民健康保険課)

被保険者1人・1世帯当たりの保険給付額と保険税収納額(医療分)の推移(年額)



窓口で医療費の3割(乳幼児は2割、高齢者は年齢や所得により1割または3割)を負担します。残りの7割は、加入者の保険税と国や県の負担金、被用者保険からの交付金や市からの繰入金で賄われています。医療費が年々増加しているにもかかわらず、保険税の滞納額が増え続け、国民健康保険の財政は厳しい収支状況となっています。国民健康保険を取り巻く状況をご理解いただき、加入者の皆さんが安心して医療を受けられるよう、国保財政の円滑な運営にご協力ください。

国民健康保険税の納税相談窓口の開設

平日の昼間に時間のとれない方のために、水曜日の夜間と日曜日に相談窓口を開設していますので、ご利用ください。事情により、保険税を納期までに納められない場合は、分納などの相談にも応じています。また、被保険者資格証明書の交付を受けている世帯で、市の医療費助成を受けている方や乳幼児・児童・生徒が、診療を受けやすくするために、10月から被保険者証(短期)を交付していますので、ご相談ください。

水曜夜間窓口	毎週水曜日午後8時まで
日曜納税相談窓口	12月21日、平成21年1月18日・25日、2月8日・22日、3月15日

年金天引きを口座振替に変更できます

長寿医療制度保険料及び国民健康保険税を年金から天引きされているすべての方は、平成21年4月から、本人の申し出により口座振替に変更することができます。詳しくは、国民健康保険課へお問い合わせください。

入院による高額療養費の窓口負担が限度額で済みます

市川市の国民健康保険に加入している70歳未満の方が入院した場合、医療機関の窓口で保険証の他に「国民健康保険限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での支払い額は自己負担限度額(下表参照)が上限となります。非課税世帯の方も「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。国民健康保険課、行徳支所福祉課、大柏出張所で随時受け付けていますので、入院の際には国民健康保険証と印鑑を持参して申請してください。

自己負担限度額(月額)

上位所得者世帯 基礎控除後の所得が600万円を超える世帯	150,000円 総医療費が500,000円を超える場合は超えた分の1%を加算します。
一般世帯	80,100円 総医療費が267,000円を超える場合は超えた分の1%を加算します。
市民税非課税世帯	35,400円

※国民健康保険税を滞納していると「認定証」を交付できない場合があります。